

2つの給付金の

申請受付を開始します

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、低所得者および子育て世帯への負担の影響を緩和するための暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」が対象者に支給されます。(広報6月号でお知らせしております)

■申請方法・対象者

給付金の支給要件に該当すると思われる方に対しては、6月中旬に申請書を郵送しました。申請書が届いた方は、申請受付期間内に、同封の返信用封筒で返送していただくか、窓口へ直接提出してください。

なお、ご自身が支給対象者であるかどうかは、広報6月号または、市ホームページの「2つの給付金」案内をご確認ください。

■申請受付時間

7月1日(火)から10月1日(水)まで

■支給開始時期

申請のあった月の翌月の末日

に支給を予定しています。

なお、申請をされても平成26年度市・県民税が未申告の場合や、書類の不備などで確認が必要な場合は、支給日が遅れることがあります。

市からの申請書をお持ちでない方

市からの申請書が届いていない方については、次のことが考えられます。

臨時福祉給付金

①平成26年度市・県民税が課税されている方、または課税されている方に扶養されている方

②平成26年1月1日時点(基準

④基準日において、生活保護制度の被保護者である方

⑤平成26年度市・県民税が未申告である方(未申告の方は、申告終了後に申請をお願いします)

子育て世帯臨時特例給付金

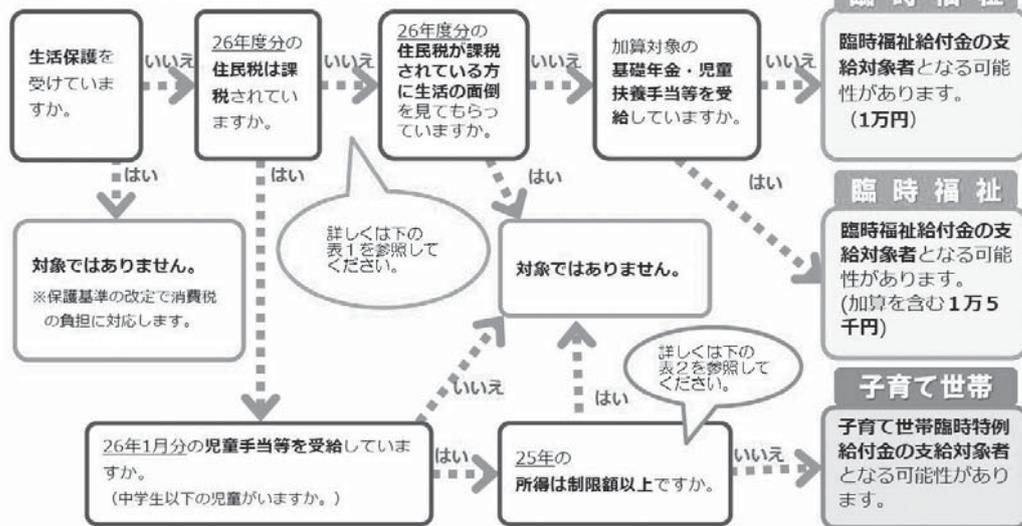
①基準日において、つくばみらい市に住民登録がない方

②平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者でない方

③臨時福祉給付金の対象者、ま

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点はつくばみらい市役所または厚生労働省までお問い合わせください。

表1【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】
(給与所得者) (公的年金等受給者)

区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円	単身	65歳未満 98万円
夫婦子1人	165.8万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	193.8万円	夫婦	65歳未満 142.8万円

※つくばみらい市における非課税限度額

表2【児童手当の所得制限限度額
(給与収入ベース)】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

たは、基準日において、生活保護制度の被保護者である方
④公務員の方(基準日において、支給要件を満たす方は、所属庁から申請書が配布されます)
※一度限りの給付です。

問 伊奈庁舎つくばみらい市2
つの給付金係 ☎58・2111
「厚生労働省特設コールセン
ター」2つの給付金専用ダイ
ヤル ☎0570・037・
192